

中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例
 中札内村水道事業給水条例（平成10年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第38条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。<u>以下同じ。</u>）の <u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目</u>を修めて卒業した後、<u>2年以上水道</u> <u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科</u>又は<u>これに</u> <u>相当する課程</u>において<u>衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した後、<u>3年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学又は <u>高等専門学校</u> <u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後</u> <u>、5年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校又は <u>中等教育学校</u></p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第38条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。<u>以下同じ。</u>）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程 <u>を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）</p> <p>(2) 学校教育法による大学 <u>又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程</u> <u>を修めて卒業した後、4年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学 <u>（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（<u>次号において「短期大学等」という。</u>）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（<u>専門職大学前期課程にあっては、修了した後、次号において同じ。</u>）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）</p> <p>(4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校</p>

改 正 前	改 正 後
<p>_____において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道__に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____</p>	<p>令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p>
<p>(5) 10年以上水道__の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____</p>	<p>(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p>
<p>(6) 第1号又は第2号に規定する学校の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を終了した後、第1号に規定する学校の卒業生にあつては1年以上、第2号に規定する学校の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____</p>	<p>(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>(8) 第1号又は第2号_____の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては2年以上_____、第2号_____の卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p>
<p>(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道__に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____</p>	<p>(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに_____規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p>
<p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者__に限る。）であつて、1年以上水道__に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____</p>	<p>(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道_____を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、<u>前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「第1号に規定する学校の卒業者にあつては1年以上」とあるのは「第1号に規定する学校の卒業者にあつては6箇月以上」と、「第2号に規定する学校の卒業者にあつては2年以上」とあるのは「第2号に規定する学校の卒業者にあつては1年以上」と、同項第7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p>	<p>(11) <u>建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、<u>前項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「2年以上、第2号</u></p>

改 正 前	改 正 後
	<p><u>の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>」とあるのは「<u>1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>」と、<u>同項第9号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>」とあるのは「<u>水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>」と、<u>同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>」とあるのは「<u>6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>」と、<u>同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>」とあるのは「<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第39条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者</u></p> <p>(2) 前条第1項第1号、第3号<u>及び第4号</u>に規定する学校において、<u>土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれに相当する学科目を</u></p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第39条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において<u>土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) 前条第1項第1号、第3号<u>又は第5号</u>に規定する学校において、<u>工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>_____<u>修めて卒業した後</u>_____ _____<u>、同項第1号に規定する学校の卒業</u>_____<u>者にあつては4</u> <u>年以上、同項第3号に規定する学校の卒業</u>_____<u>者</u> _____<u>にあつては6年以上、同項第4号に規定</u> <u>する学校の卒業</u>_____<u>者にあつては8年以上水道に関する技術上の実務</u> <u>に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前条第1項第1号、第3号<u>及び第4号</u>に規定する学校において、 工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>学科目</u>並びにこれらに相当 する<u>学科目</u>以外の<u>学科目</u>を修めて卒業した後_____ _____<u>、同項第1号に規定する学</u> <u>校の卒業</u>_____<u>者にあつては5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業</u> <u>者</u>_____<u>にあつては</u> <u>7年以上、同項第4項に規定する学校の卒業</u>_____<u>者にあつては9年以</u> <u>上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(5) 外国の学校において、_____<u>第2号に規定する学科目</u>又 は<u>前項</u>に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規 定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ 当該各号の_____<u>卒業</u>_____<u>者</u> _____<u>ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務</u> <u>に従事した経験を有する者</u></p> <p>(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に 関する講習 (<u>以下「登録講習」という。</u>) の課程を修了した者</p> <p>2 簡易水道又は1日最大給水量が1000立方メートル以下である専用水道 については、前項第1号中「<u>簡易水道以外の水道</u>」とあるのは、「簡易</p>	<p><u>程を除く。)</u>を修めて卒業した後 (<u>専門職大学前期課程にあつては、</u> <u>修了した後</u>)、同項第1号に規定する学校<u>を卒業した者</u>については4 年以上、同項第3号に規定する学校<u>を卒業した者</u> (<u>専門職大学前期課</u> <u>程にあつては、修了した者</u>) については6年以上、同項第5号に規定 する学校<u>を卒業した者</u>については8年以上水道に関する技術上の実務 に従事した経験を有する者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前条第1項第1号、第3号<u>又は第5号</u>に規定する学校において、 工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>課程</u>並びにこれらに相当 する<u>課程</u>以外の<u>課程</u>を修めて卒業した後 (<u>当該課程を修めて専門</u> <u>職大学前期課程を修了した場合を含む。)</u>、同項第1号に規定する学 校の卒業<u>した者</u>については5年以上、同項第3号に規定する学校<u>を卒業</u> <u>した者</u> (<u>専門職大学前期課程にあつては、修了した者</u>) については 7年以上、同項第5号に規定する学校<u>を卒業した者</u>については9年以 上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号</u>に規定する<u>課程</u> 又 は<u>前号</u>に規定する<u>課程</u> に相当する<u>課程</u> を、それぞれ当該各号に規 定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ 当該各号の<u>学校を卒業した者</u> (<u>専門職大学前期課程にあつては、修了</u> <u>した者</u>) ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務 に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に 関する講習_____<u>の課程を修了した者</u></p> <p>(7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部</u> <u>門に合格した者</u> (<u>選択科目として上水道及び工業用水道を選択したも</u> <u>のに限る。)</u> であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事し <u>た経験を有する者</u></p> <p>(8) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管</u> <u>理に係る一級の技術検定に合格した者</u> であつて、3年以上水道に関す <u>る技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>2 簡易水道又は1日最大給水量が1万立方メートル以下である専用水道 については、前項第1号中「<u>3年以上</u>」とあるのは「<u>1年6月以上</u>」</p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>水道</u></p> <p>_____と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6<u>箇</u>月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6<u>箇</u>月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6<u>箇</u>月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と _____</p> <p>_____それぞれ読み替えるものとする。</p>	<p><u>と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と</u>、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6__月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6__月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6__月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、<u>同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と</u>それぞれ読み替えるものとする。</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。